

河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱

平成21年3月2日
土木部河川課
港湾空港課
砂防課
農林水産部農村整備課
農地整備課
森林整備課
水産課

(趣旨)

第1条 県の交付する河川等美化事業・草刈事業交付金（以下「交付金」という。）については、この要綱の定めるところによる。

(交付金交付の目的等)

第2条 県は、河川、海岸、港湾緑地、砂防施設、治山海岸施設、漁港施設の愛護意識の向上及び県民との協働の推進を図るため、美化活動草刈活動に要する経費の一部について、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

2 交付金の交付の対象である事業の内容、交付金の額及び交付対象者は、次表のとおりとする。

| 交付金交付の対象である事業の内容 | 交付金の額 | 交付対象者 |
|---|---|--|
| 県管理の河川、海岸、港湾緑地、砂防施設、治山海岸施設及び漁港施設において認定された箇所に係る草刈等の活動（ただし当該活動に対し、他に助成金・委託を受けて行う場合を除く） | ・1人活動時間あたり250円 （年間2回まで） ・その他草刈活動に必要な材料費等として認められる費用 （上限15,000円まで） | 「ハートフルしまね」（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）活動団体 認定要領による河川、海岸、港湾施設、砂防施設、治山海岸施設、漁港施設の認定を受けた団体 |
| 県管理の河川、海岸、港湾緑地、砂防施設、治山海岸施設及び漁港施設において認定された箇所に係る清掃、植栽等の施設の美化に寄与する活動（ただし当該活動に対し、他に助成金・委託を受けて行う場合を除く） | ゴミ袋、軍手、苗、種、肥料、その他美化活動に必要な材料費等（上限15,000円まで） | |

※必要な材料費等には衛生用品（マスク、消毒液等）及び飲料代を含む。

(交付金の交付申請及び実績報告)

第3条 交付金の交付を受けようとする者は、交付金交付申請及び実績報告書（様式1）を、知事に提出しなければならない。

(交付金の交付決定等)

第4条 知事は、前条の規定による申請が適正であると認めたときは、交付金の交付を決定し、交付金交付決定通知書（様式2）により申請者にその旨を通知するものとする。

(交付金の請求)

第5条 交付金の交付決定を受けた者は、交付金を請求書（様式3）により請求するものとする。

（交付金の交付）

第6条 知事は、前条の規定による請求があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

（交付金の取消）

第7条 知事は、実績報告書に瑕疵又は虚偽があった場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付金の返還）

第8条 知事は、交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（附則）

この要綱は平成21年4月1日から施行し、平成21年度交付金から適用する。

（附則）

この要綱は平成22年4月1日から施行し、平成22年度交付金から適用する。

（附則）

この要綱は平成27年4月1日から施行し、平成27年度交付金から適用する。

（附則）

この要綱は令和4年4月1日から施行し、令和4年度交付金から適用する。

（附則）

この要綱は令和7年4月1日から施行し、令和7年度交付金から適用する。

（附則）

この要綱は令和8年4月1日から施行し、令和8年度交付金から適用する。

様式1(第3条関係)

年 月 日

島根県知事 様

団体名
代表者 住所
氏名

河川等美化事業・草刈事業交付金交付申請及び実績報告書

下記のとおり 美化活動 草刈活動 をしたので、交付金_____円を交付されたく申請に併せて実績を報告します。

なお、本活動について他の助成を受けていないことを申し添えます。

記

1. 対象区間

| 河川・海岸・砂防施設名 | 区 間 | 概ねの延長 (km) |
|-------------|-----|------------|
| | | |

2. 活動の実績

| 活動年月日 | 活動内容 | 参加人数 | 活動時間 |
|-------|------|------|------|
| 月 日 | | 人 | 時間 |
| 月 日 | | 人 | 時間 |

*集草、焼却等を草刈り日と別の日に行う場合は、その作業時間を草刈り日の時間に加えるものとする。

3. 交付金額の算定

_____人×_____時間×250円=_____円
_____個×_____円=_____円

4. 添付書類

①美化活動：

- ・購入物品の領収書 (写)
- ・購入物品及び作業状況写真

②草刈活動：

- ・同一箇所作業前後の写真 (4枚程度)
- ・活動中の写真 (2枚程度)
- ・参加者数を確認できる書類 (活動日時を記載した参加者名簿、参加者集合写真等)
- ・購入物品の領収書 (写)・・・必要な材料費等を申請する場合に添付
- ・購入物品写真・・・必要な材料費等を申請する場合に添付

様式2(第4条関係)

指令第

号

団体名

代表者住所

氏名

様

年 月 日付けで申請のあった 年度 美化活動・草刈活動 交付金については、下記のとおり交付金の交付を決定します。

年 月 日

島根県知事 氏 名

記

| | | |
|---------|--------|---|
| 1. 交付金額 | 美化活動：金 | 円 |
| | 草刈活動：金 | 円 |

様式3(第5条関係)

河川等美化事業・草刈事業交付金請求書

| 請求金額 | 美化活動 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|------|------|----|---|---|---|---|---|
| | 草刈活動 | | | | | | |

上記金額を請求します。

年 月 日

団体名
代表者住所
氏名

島根県知事 様

運用上の留意事項

1. 施設別の適用

「ハートフルしまね」要綱第4条に基づき、以下のとおりとする。

《道路、臨港道路》

「道路美化事業・沿道草刈事業交付金交付要綱」による。

《河川、海岸、港湾緑地、砂防施設、地すべり防止施設、治山海岸施設、漁港施設》

「河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱」による。

2. 複数施設の取り扱い

認定したそれぞれの活動を対象とする。ただし、同一の消耗品費等の交付にあたっては、重複して交付することはできない。

3. 重複施設の取り扱い

認定したどちらか一方の活動を対象とする。

4. 他からの助成との重複

市町村や土木協会からの助成、河川浄化事業による市町村からの委託等、他からの助成金等を受けた活動の範囲は、交付金の対象とならない。

5. 交付金の対象となる活動

「道路美化事業・沿道草刈事業交付金交付要綱」による交付金の対象となる活動は、第2条第2項表中の表に掲げる活動とする。

「河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱」による交付金の対象となる活動は、第2条第2項表中に掲げる活動とする。なお、表中の「施設の美化に寄与する活動」には、美化看板の設置等も含む。

草刈事業交付金の単価算出根拠は、草刈機械の燃料費及び機械損料であるが、「河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱」第2条第2項の表中の「活動時間」には、準備・片付け等の時間を含めて良い。

6. 交付金の対象となる消耗品等の購入

「河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱」第2条第2項の表中の「その他草刈活動に必要な材料費等」として認められる費用とは、草刈活動において、処分用の袋を購入した場合、機械の刃が損傷し購入した場合、処分場での処分費が掛かった場合などをいう。なお、「道路美化事業・沿道草刈事業交付金交付要綱」を適用する場合及び市町村からの河川浄化委託を受けている場合は、それらは単価に含まれているものと解釈する。

7. 新型コロナウイルス・熱中症対策について

「道路美化事業・沿道草刈事業交付金交付要綱」第2条第2項の表中の「その他美化活動に必要な材料費等」及び「河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱」第2条第2項表中の「その他草刈活動に必要な材料費等」、同要綱の第2条第2項表中の「その他美化活動に必要な材料費等」において、感染症対策衛生用品（マスク、消毒液等）並びに熱中症対策飲料代を交付金の対象とする。

8. 交付申請

「河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱」第3条の交付金交付申請及び実績報告書（別記様式1）の提出は、市町村からの助成及び河川浄化委託等との重複が無いか確認する。